

賃上げをした中小企業の設備投資等に対する

最大
2,000
万円

補助金のご案内

その改善山梨県賃金アップ環境改善事業費補助金をご利用ください

ショベルカーを導入して作業をスピードアップしたい。



リフト付き車両を導入して大型商品積み込みの労力を削減したい。

自動食機洗浄機を導入して食器洗浄の時間を短縮したい。



接客研修を実施して接客のクオリティを向上させたい。

新型の溶接機を導入して誰でも高品質の製品が作れるようにしたい。



アシストスーツを導入して介護を行う時の体の負担を軽減したい。

店舗に防犯カメラを設置して安心して働ける環境にしたい。



防滑性の高い床材に変えて転倒災害を予防したい。

DX研修を実施して業務を効率化したい。



中小企業の生産性向上、労働環境改善、賃金引き上げを応援します！

補助対象 事業場内最低賃金を30円以上引き上げた事業者

補助内容 生産性向上や労働環境改善のための費用

**上限額
拡大**

R5.4.1以降に**キャリアアップ助成金の支給決定**のあった事業所

スリーアップ推進宣言企業

宣言企業募集中！

対象期間 R7.2.28までに実施した事業

※申請受付期限はコースにより異なります。（裏面参照）



詳細は山梨県HPをご確認ください。

山梨県 賃金アップ 補助金

検索

| | 補助対象要件 | 補助対象経費 | 補助率・上限額※1 | 申請期限※2 |
|-------------|---|------------------------------|--------------------|-------------|
| 1. 上乗せコース | <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省の業務改善助成金※3についてR4.4.1以降に山梨労働局に交付申請を行いR7.2.28までに交付額確定の通知を受けていること | 業務改善助成金の対象経費支出済額 | 10/10※4 2,000万円 | R7.2.28 |
| 2. 拡大コース | <ul style="list-style-type: none"> R5.4.1からR7.2.28の間に県内事業場で30円以上の賃金引き上げを行い、引き上げ後の賃金額を事業場内の下限賃金額に定めていること 引き上げ前の事業場内最低賃金が1,500円以下で山梨県の最低賃金との差が51円以上(989円～1,500円/R6.1.1時点) | 生産性向上と労働能率の向上に資する設備投資等に要する費用 | 4/5 2,000万円 | R6.12.27 |
| 3. 環境改善コース | <ul style="list-style-type: none"> R5.4.1からR7.2.28の間に県内事業場で30円以上の賃金引き上げを行い、引き上げ後の賃金額を事業場内の下限賃金額に定めていること。 引き上げ前の事業場内最低賃金が山梨の最低賃金以上1,500円以下(938円～1,500円/R6.1.1時点) | 労働環境改善に資する設備投資等に要する費用 | 4/5 260万円 | R6.12.27 |
| 4. DX研修への補助 | <ul style="list-style-type: none"> 上記1～3の対象事業者であること | DX研修に要する費用 | 10/10 30万円 | R6.12.27 |
| 5. 助成金申請支援 | <ul style="list-style-type: none"> 業務改善助成金または上記2,3の申請に社会保険労務士報酬を支払っていること | 社会保険労務士報酬 | 10/10 10万円 | 上記1～3と併せて申請 |

- ※1 上限額は事業場規模、賃金引き上げ人数・金額等により変わります。
 ※2 申請額が予算上限額に達した時点で、申請期限にかかわらず受付を終了します。
 ※3 業務改善助成金は事業場内最低賃金と山梨県の最低賃金との差が50円以内の事業場が対象です。
 ※4 上乗せコースの補助率は業務改善助成金と合算して10/10、業務改善助成金の補助上限額を超える部分は4/5です。

助成金・補助金支給の流れ

(参考)業務改善助成金

① 交付申請書・事業計画などを山梨労働局に提出

② 交付決定後、提出した計画に沿って設備投資等を実施

③ 労働局に事業実施結果を報告

④ 審査・額の確定・助成金の支給

※R4.4.1～R7.2.28に交付額確定通知を受けた申請が上乗せコースの対象です。

上乗せコース

⑤ 交付申請書兼実績報告書を県に提出(期限:R7.2.28)

⑥ 審査・交付決定・額の確定・助成金の支給

拡大コース・環境改善コース

① 交付申請書・事業計画などを県に提出(期限:R6.12.27)

② 交付決定後、提出した計画に沿って設備投資等を実施

③ 県に事業実施結果を報告(期限:R7.2.28)

④ 審査・額の確定・助成金の支給

DX研修等への補助

① 交付申請書・事業計画などを県に提出(期限:R6.12.27)

② 交付決定後、提出した計画に沿って研修等を実施

③ 県に事業実施結果を報告(期限:R7.2.28)

④ 審査・額の確定・助成金の支給

申請・問い合わせ先

山梨県事業委託先：
ヒューコムエンジニアリング(株)

山梨県賃金アップ環境改善事業費補助金事務局

TEL: 080-3731-0500

E-mail: chingin-up@hucom-eng.co.jp